

海外経済要録

○ 国際機関

◇金利問題に関する5か国蔵相会議の開催

米国、英国、西ドイツ、フランスおよびイタリア5か国の蔵相(注)は1月20、21日の両日、ロンドン郊外のチェッカーズ(英首相別邸)において金利問題に関する論議を行ない、相互に金利引下げに努力する点で合意に達した旨、概要次のごときコミュニケを發表した。

(コミュニケの要旨)

最近若干の国で採られた金融緩和策は歓迎すべきものである。若干の国に関しては、その国内経済の現状ならびに世界経済全般との関連からさらに緩和策を講ずることが望ましいと考えられる点について意見の一致をみた。5か国蔵相は、それぞれの権限の範囲内で今後、いっそうの金利低下を目標として相互に協力することにつき合意に達した。

(注) 本会議に出席の各国蔵相は次のとおり、米・フナウラニ財務長官、英・カラハン蔵相、西ドイツ・シラー経済相、フランス・ドブレ蔵相、イタリア・コロombo蔵相。

もっとも上記本会議の意義に関しては、金利の表面的な引下げを疑問視し、高金利の一因である財政支出の削減こそ先決であるとの見方(オプライエン英蘭銀行総裁)もある。

米州諸国

◇米国、対外援助教書提出

ジョンソン大統領は、2月9日対外援助教書を議会に提出し、1968年度の対外援助費として経済援助25億ドル、軍事援助6億ドル、合計31億ドルの支出権限を要請した。これは昨年(1967年度)の要請額(34億ドル)を3億ドル方下回っており、要請額としては戦後最低のものである。ただし、今回はこれまで軍事援助費に含まれていたラオスおよびタイ向けの軍事援助ならびに一部国際軍事機構関係費2億ドル強が国防費に移換されており、したがってこれを考慮すれば、本年の要請額はほぼ昨年並みであるといえよう。なお、大統領は本教書においてアジア開発銀行の特別基金に対し2億ドルを拠出したい旨述べている。

本教書の特徴は、過去の経験に徴し今後の対外援助政策に関する6項目の基本的指導原則を明らかにし、これ

までの対外援助の基本法である1961年対外援助法を廃して、この6原則を明記した1967年対外援助法の制定を求めたことである。6原則の概要は次のようなものである。

- (1) 自助努力……低開発諸国はおもに自己の責任において開発に努めなければならない。米国の援助はあくまでも補完的なものにすぎない。被援助国がこの原則に基づき自己の資源を効率的に使用しているかどうかを検討するため、各界委員よりなる「自助に関する国家諮問委員会」の設置を提案する。
- (2) 多角的援助……すべての先進国が援助を分担しなければならない。これには経済援助だけでなく軍事的負担も含まれる。新対外援助法において、米国の開発援助資金の少なくとも85%は、地域的または多角的開発機関の中で使用されることを明示すべきことを提案する。
- (3) 地域主義……今後の発展のために近隣諸国が資源をわかち合うことが重要であり、「進歩のための同盟」、アジア開発銀行などは、この方向を物語るものである。この原則にのっとり、アフリカ諸国に対する援助を援助国および被援助国の両面において協調化すること、ならびにアフリカおよびアジア両開発銀行特別基金に対する拠出要請を好意的に検討することを提案する。
- (4) 農業・保健・教育……この3部門は、低開発国の進歩にとって基本的要素であり、米国の援助の第一の目標でなければならない。この3部門に対する援助費を昨年よりも25%増額することを提案する。
- (5) 国際収支……米ドルが強力であり安定していなければ米国の対外援助は不可能である。なお、政府は対外援助の国際収支に対する悪影響を最少限度にするように努力しており、現在経済援助の90%、軍事援助の95%が実質的に米国内で支出され、米国の貿易拡大に貢献している。
- (6) 効果的管理……飢餓に対する戦いを効果的に推し進め、また低開発国における民間投資および民間企業の成長を促進するために、国際開発局(AID)の機構改革を提案する。

このほか新対外援助法の下では、援助活動の円滑化を図るために、2財政年度にわたって対外援助費の支出権限が承認されるようになることも提案されている。

◇米国、プライム・レート引下げ

1月26日、チェース・マンハッタン銀行はプライム・レートを1/2%方引き下げて5 1/2%とし、翌日から実施す

る旨発表した。

引下げの理由につき「資金需要は引き続き根強いものの昨年と比べればその勢いは弱まっており、また最近の金融市場の動向に徴してもこの際プライム・レートを引き下げることが適当と判断した」と説明している。

続いて1月27日、ファースト・ナショナル・シティ銀行ほか各地主要銀行も相次いでチェースに追随して、プライム・レートの引下げを発表したが、引下げ幅はいずれも $\frac{1}{4}\%$ にとどまった。(この結果チェース・マンハッタン銀行と一部の地方銀行を除き、主要銀行はすべて $5\frac{1}{4}\%$ のプライム・レートを実施することになった)。

◇カナダ、公定歩合引下げ

1月27日、カナダ銀行は、公定歩合を $5\frac{1}{4}\%$ から 5% に引き下げ、30日から実施する旨発表した。

同行ラズミンスキー総裁は、今回の引下げが、最近の金融緩和傾向、国内経済の現状ならびに対外ポジションからみて適当であるとの判断に基づくものであると述べている(「国別動向」参照)。

◇ブラジル、為替レート切下げとデノミネーションを実施

ブラジル中央銀行は2月9日付で、クルゼイロの公定為替レートを 23% 切下げ(買1米ドル = 2,200→2,700クルゼイロ、売1米ドル = 2,210→2,715クルゼイロ、9日から実施)、また従来の1,000クルゼイロを1新クルゼイロとするデノミネーションを2月13日から実施する旨発表した。新クルゼイロとの交換は、1クルゼイロ、2クルゼイロ、5クルゼイロの各額面の旧紙幣については3か月以内に、それ以上の額面の紙幣については15か月以内(ただし、4か月を越えた場合には、8割の減価)に行なうべきものとされている。なお、同国政府は本件発表に先だって、市場の混乱を避けるために2月9日および10日の2日間にわたる銀行の休業を命じた。

今回の措置が採られるに至った直接的背景は、ブラジル経済の激しいインフレーションである。1964年4月にグラールから政権を奪取したカステロ・ブランコ大統領は、財政・金融政策および賃金・物価の抑制政策などを通じて、インフレ対策に努め、その結果物価上昇率は、1964年の 86% から、1965年には 45.4% 、1966年には 41.1% へと低下した。しかし、依然としてその上昇率が異常な高水準にあることは否めず、とくに昨年後半以来は為替レート切下げのうわさがしきりと聞かれるようになった。今回の切下げの輸出面に対する影響は、同国輸出総額のおよそ半分を占めるコーヒーについては別個の為替

管理が行なわれているために当面問題とはならないが、その他の輸出品目には若干の好ましい結果をもたらすことになろう。一方輸入価格の上昇は免れず、これが国内物価に悪影響をもたらすことが懸念される。

デノミネーションの実施は1965年秋以来の現政権の公約であり、物価の安定を待って実行に移されることになっていたが、きたる3月にシルバ新大統領の就任が予定されていることもあって、あえて今回実施されたものと思われる。

今回の措置は、新政府に対しきびしいインフレ対策の堅持を求めるものとも解され、かかる意味において新政府発足後の経済政策が注目されるところである。

欧 州 諸 国

◇EEC、「欧州会社」設立に関する検討

国際的な企業規模拡大の傾向にかんがみ、EEC内では早くから欧州的規模の会社を設立する必要が唱えられていた。このためEEC委員会の下に専門家グループが設置され、本件に関する本格的な検討が進められているが、このほど同グループは「欧州会社(Societas Europaea)」に関する今後の討議に資するため、その基本原則と問題点を指摘した報告(note)を発表した。その概要次のとおり。

(1) 基本原則

- イ. 欧州会社は既存の企業形態に代わるものでなく、それに追加されるものである。
- ロ. 欧州会社は株式会社の形をとることが望ましい。
- ハ. 欧州会社が国内の不利な法的規制からのがれる手段として利用されぬよう、設立の動機は企業規模の拡大や国際競争力の強化など、純粋に経済的なものに限られるべきである。
- ニ. 欧州会社の形態が適用される場合としては、①異なる国の企業による国境を越えた合併、②異なる国の異なる企業による共通子会社の設立、③異なる国の企業による一つの持ち株会社の設立、④既存の株式会社による欧州会社への組織替え、⑤EEC全域を活動範囲とする単一子会社の設立が考えられる。
- ホ. 上記5点のうち②⑤の場合については域外の企業に適用してもよい。

(2) 問題点

各国の国内法との関係、裁判官轄権の統一等法制上の問題のほか、加盟各国を満足せしめうる完全な定款を作成する可能性、役員構成、経理方式の統一、税制の調整など、欧州会社設立に当たり解決を要すべき

問題は多い。

なお、本件に関する検討は4月まで継続され、5月中には討議の結果が閣僚理事会に提出される予定である。

X ◇ E E C、1967年の経済見通し

このほど発表されたE E Cの第4四半期報は昨年のE E C経済の発展を回顧し、また加盟各国に対する本年の経済政策に関する勧告(前月号「国別動向」参照)を掲載しているほか、概要次のような本年の経済見通しを行っている。

本年のE E C経済は内外需とも従来の活力を喪失し、成長率は鈍化しよう。外需には米英両国の輸入減退が予想され、内需には西ドイツ、オランダを中心に企業の設備投資需要の落込みが予想されるからである。供給面では農業生産が前年をかなり上回るものと思われるが、工業生産には大幅な上昇を期待できないであろう。この結果、域内総生産の成長率は4%(昨年推定4.5%)程度にとどまるものと思われる。

域内の貿易収支は、景気後退を映じた輸入の増勢鈍化により、わずかながら改善されよう(昨年の貿易収支は14億ドルの赤字)。しかし、年内に在庫投資増に伴う輸入や食糧輸入の増大が予想される。

以上のような需給関係からみる限り、物価を一段と上昇させる要因は少ないといえるが、コスト面からの圧力を考慮すれば消費者物価はいぜんとして3%台の上昇率を示すと思われる。

E E C加盟国の成長率と消費者物価

(前年比・%)

	実質成長率			消費者物価		
	1965	1966 (推定)	1967 (見通し)	1965	1966 (推定)	1967 (見通し)
E E C	4.1	4.5	4.0	3.3	3.5	3.0
西ドイツ	4.8	3.0	2.5	3.3	3.5	2.5~3.0
フランス	3.4	5.5	5.5	2.6	3.0	3.5
イタリア	3.4	5.5	6.0	4.0	2.5	n. a.
オランダ	5.4	4.5	3.0	3.8	6.0	4.5
ベルギー	3.3	3.0	3.0	4.5	4.5	4.0
ルクセンブルグ	1.5	2.0	2.5	4.0	3.5	n. a.

◇英国、1967年度経常歳出見積りを発表

英国政府は2月16日、1967年度(67年4月~68年3月)の経常歳出(ただし、議会の承認を要しない国債費などの既定費を除いた議定費)の見積りを発表した。その概要は次のとおり。

(1) 見積り総額は8,388百万ポンドで、前年度(見積り)

比660百万ポンド、8.5%増(66年度は7.3%増)、物価上昇を考慮した実質ベースでは5%の増加(66年度は1.8%増)となっている。

(2) 支出内容をみると、国防費が前年度比33百万ポンド増(実質ベースでは前年度比2.1%の減少)に押えられている反面、民生費が保健・住宅関係支出を中心に前年度に引き続きかなり大幅に増加している。

明年度予算全体の性格がどのようなものとなるかは、歳入予算と資本収支および地方公共団体向け支出を含めた予算の全貌が明らかになる4月までは判断できないが、資本収支については12~13%の伸びが一般に予想されており、また地方公共団体向け支出もこのところ毎年10%前後の割合で増加してきていることから、財政支出規模はかなりの拡大となる公算が大きいとみられている。

1967年度経常歳出見積り

(単位・百万ポンド)

	1967年度	1966年度	前年度比 増減
国防費(A)	2,205	2,172	33
民政費(B)	7,298	5,556	1,742
(うち保健関係)	(1,171)	(1,028)	(143)
(〃雇用、産業貿易関係)	(569)	(215)	(354)
(〃運輸関係)	(451)	(398)	(53)
(〃農林水産関係)	(335)	(320)	(15)
(〃住宅関係)	(176)	(151)	(25)
(〃選択的雇用税割戻し)	(718)	(—)	(718)
要調整額(C)	-1,115	0	-1,115
総計(A+B-C)	8,388	7,728	660

(注) 歳入面にも計上されるため、便宜歳出より控除した部分で主な内訳は次のとおり。

- ① 「選択的雇用税」徴収による歳入額(919百万ポンド)。
- ② 「特別補助金制度」の導入(41年2月号「要録」参照)に伴う歳出のうち、歳入増(従来の「特別所得控除制度」の廃止に伴う増収分)によりカバーされる部分(166百万ポンド)。

◇英国、造船業法案の議会提出

英国政府は、2月15日、「造船業法案(Shipbuilding Industry Bill)」を下院に提出した。同法案は、造船業の国際競争力を強化するため、国内船主に対する低利融資、造船業の再編成促進をはかることを内容としたもので、その概要は次のとおりである。

(1) 国内船主が国内造船所に発注する場合行なう借入れにつき、政府は2億ポンドを限度として保証を行ない、かつ銀行をして輸出船建造の場合外国船主に供与しているのと同じ条件の低利融資(船価の80%につき、

金利5.5%、期間最長10年)実行を可能ならしめるに必要な措置を講ずる。

(2) 造船業の再編成促進のため、Shipbuilding Board を設立し、32.5 百万ポンドを限度として融資または関係会社の株式取得を行なわしめる。

本法案は66年3月に行なわれた造船業再建のための Geddes 委員会の答申(註)の線におおむね沿ったものであるが、目立った相違は低利融資限度額が答申勧告の30 百万ポンドから2 億ポンドへと大幅に拡充された点にある。これは最近国内船主の発注が海外に流れる傾向がとくに顕著となり、その要因の一つとして国内発注の場合の融資条件の不利があげられることから、これを一段と改善することにより国内への発注をふやし、造船業の苦境を救済しようとする趣旨に基づくものとみられる。

(注) Geddes 委員会答申の概要は次のとおり。

- (1) 英国造船業の国際競争力強化のために既存の企業を4グループに統合、経営の合理化を図ること。
- (2) 企業統合を促進するため、政府は総額約40百万ポンドの補助金および低利融資を行なうこと。
- (3) (1)の企業グループに対する発注については国内船主に対しても外国船主に供与しているのと同様の条件(船価の80%につき、年利5.5%、期間10年以上)で30百万ポンドを限度とする融資を行なうこと。
- (4) 労働組合は現在の15以上を5つに統合すること。
- (5) 鉄鋼業界は、造船用鉄板を10%方値引き供給すること。

◇英国、明年度予算に関するTUC意見書提出

TUC(英国労働組合会議)は2月13日、政府に対し、明年度(1967年4月～68年3月)予算の編成に際しては賃金引上げを中心としたリフレーションの実現と経済成長への重点指向を織り込むべきであり、そのためにIMF借入の返済猶予(明年以降期限到来分)など必要な措置を講ずべきであるとの意見書を政府に提出した。その概要次のとおり。

- (1) 適度な賃金引上げの容認を中心にリフレーション政策を早期に実施すること。
- (2) 上記に伴う国際収支の悪化を防止するため、次の措置を採ること。①主要企業に対する政府の資本参加、あるいは経済の隘路となっている部門や技術水準の低い部門に対する重点的な財政援助を通じて選択的統制を実施し、供給能力の増大を通じ輸入防圧を図る。②輸出振興を図るため、輸出報奨制(輸出貢献企業に対し政府が発注を増加するなど)を強化する。
- (3) IMF借入のうち1968～70年に期限が到来する5億ポンドを長期借入に切り替えること(ただし、本年中期限到来分3.7億ポンドは予定どおり返済)。

英国ではデフレ政策の効果浸透に伴い、最近組合側から賃金凍結の解除をはじめとする政策手直しの要望が漸

次強まりつつあるが、これに対し政府は本年6月末で期限切れとなる賃金・物価凍結措置に引き続き再び実質的凍結策(事前警告制に基づく政府の権限強化)を実施すべく検討を進めている。上記TUCの見解の表明は、こうした情勢に対処し、明年度予算の編成期をとらえ政府を事前に牽制するためになされたものとみられている。

◇西ドイツ、公定歩合、最低準備率および売りオペレートを引下げ

ブンデスバンクは2月16日の理事会において以下の措置を決定した。

- (1) 公定割引歩合を4½%から4%へ、債券担保貸付歩合を5½%から5%へそれぞれ½%方引下げ、2月17日から実施すること。
- (2) 最低準備率を現行率(金融機関の規模、所在地によって異なるが、当座性債務7～13%、定期性債務6～9%、貯蓄性預金5.5～6.6%)の10%方それぞれ引下げ、3月1日から実施すること(本措置による準備預金解放額は約17億マルクの見込み)。
- (3) 政府短期証券の売却レートをそれぞれ%方引下げ、2月17日から実施すること(今回の引下げは昨年12月30日の引下げ以降5回目の措置で、引下げ幅は全体で1¼%となる。前月号「要録」参照)。

今次措置に関するブンデスバンクの説明要旨、次のとおり。

「ブンデスバンクは本措置により金利引下げと流動性緩和とをさらに一步推し進めた。

景気刺激を目的とした今回の措置は、最近の明らかに下押しぎみの物価動向からみて、また特に政府の経済政

ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新レート	旧レート	*66/5月27日 ～12月29日
大蔵省証券			
30～59日物	3 5/8	4.0	4 7/8
60～90 〃	3 3/4	4 1/8	5.0
割引国庫債券			
6 か月物	4 3/8	4 3/4	5 5/8
1 年 〃	4 1/2	4 7/8	5 3/4
1 年半 〃	4 5/8	5.0	5 7/8
2 年 〃	4 3/4	5 1/8	6.0
食糧証券			
30～59日物	3 3/4	4 1/8	5.0
60～90 〃	3 7/8	4 1/4	5 1/8
(参考)			
公定割引歩合	4.0	4.5	5.0

* 67年1月20日以降2月16日まで適用の物。

策(Konzertierte Aktion)が、従来達成された経済の安定を今後とも保証している現状においては、金融政策的に正当と主張しうるものと認められる。

また、最低準備率の引下げが行なわれなかったならば、3月の金融機関の流動性はかなりのひっ迫をみることとなったであろう。

今回の金利引下げおよび最低準備率の引下げは、おそらく資本市場のいっそうの改善に寄与するものと思われる。」

◇西ドイツ、総合景気対策を発表

西ドイツ政府は、さる1月18、19両日の閣議で、財政赤字の対策および景気振興対策を中心とする次のような総合景気対策を決定、翌20日、キーツンガー首相が議会でその内容を公表した。

(1) 「臨時予算(Eventuell Haushalt)」の編成

本年度の連邦予算(歳出規模は740億マルクと前年度確定予算比7.4%増)の赤字36億マルクのうち、25億マルクは労働、防衛関係の財政支出削減で、他の11億マルクは増税(揮発油税、たばこ税等)で埋め合わせることにし、新たに総額25億マルクの「臨時予算(Eventuell Haushalt)」を編成すること。同予算の用途は、連邦鉄道・郵便、道路等の純公共投資目的のものに限り、これにより停滞している民間の設備投資に誘い水的効果を与えることを主たるねらいとする。また要資25億マルクの調達には全額金融市場を通ずる借入れによることとし、ブンデスバンク当局も政府短期証券が発行される場合、その円滑な消化を促進させるため協力することを約している。当面第1回の支出計画として総額850百万マルク(注)が予定されており、近く同法案の議会通過を待って実施される見込みである。

(注) 総額850百万マルクの支出内訳は次のとおり(単位・百万マルク)。
農業関係 100、郵便事業関係 250、連邦鉄道 300、道路 200。

(2) 特別償却の認可

本年1月20日から10月31日までの間に取得ないし生産される摩耗財貨(abnutzbare Wirtschaftsgüter)に対し、無税の特別償却を認めること。ただし、特別償却率の最高限度は、機械、設備(Anlagevermögen)などの動産(bewegliche Wirtschaftsgüter)については取得価額ないし生産費の10%、建物などの不動産(unbewegliche Wirtschaftsgüter)については5%とする。

なお上記措置は、いずれも国会の議決を要するものであるが、最近の西ドイツ景況の現状にかんがみ、まず原案どおり可決されるものとみられている。

◇西ドイツ政府「経済安定・成長促進法」案発表

シラー経済相は2月2日の経済委員会(Wirtschaftsausschuß)において「経済安定・成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und Wachstum der Wirtschaft)」案を発表した。これは昨年夏、エアハルト内閣によって起案された「景気安定化法(Gesetz zur Förderung der wirtschaftlicher Stabilität)」案に若干の手直しが加えられたもので、新法案の内容も基本的には「景気安定化法」案に盛られていた趣旨を踏襲するものであるが、次のような特色がうかがわれる。

(1) 政府の景気調整手段を強化(所得税率の変更権限など)するとともに、経済計画的な色彩がやや強められていること。

(2) 景気委員会を新設することとしたこと。

(3) 対外不均衡に対する政策を導入したこと。

新法案の概要次のとおり。

(1) 経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)の作成……政府は毎年年初国会に経済報告を提出し、とくにその中で当該年度の経済見通しおよび財政・金融政策の目標を明らかにする。

(2) ガイドライン……政府は「経済に不均衡ある場合(Bei einem gesamtwirtschaftlichen Ungleichgewicht)」、各界の「協調(Konzertierte Aktion)」のためのガイドラインを定めることができる。

(3) 対外不均衡の調整……政府は対外経済面において基礎的不均衡が存在する場合には、為替平価に関する政策を採用することができる。

(4) 臨時予算による景気振興……政府は経済活動停滞の場合には、50億マルクを限度とする借入れにより「臨時予算(Eventuell Haushalt)」を編成し、景気振興のために支出することができる。

(5) 財政5か年計画の作成……政府は毎年、将来5か年にわたる財政計画を作成する。

(6) 補助金政策の再検討……政府は2年ごとに補助金に関する報告を作成し、その内容を検討する。

(7) 景気調整準備金の設置……政府は国会上院(Bundesrat)の5%以上の同意ある場合、連邦および各州が、その年間税収の3%を限度とする景気調整準備金(Konjunkturausgleichsrücklage(注))を設けるべき旨の決定を行なうことができる。

(注) 好況期に積立て、不況期に取りくずすことにより、景気の変動を調整しようとするもの。

(8) 景気委員会の設置……政府内に大蔵大臣、経済大臣、州政府代表(11名)、市町村代表(4名)から成る景気委員会(Konjunkturrat)を新設、定期的に短期の景

気政策措置について討議する。なお当委員会にはブンデスバンク代表もゲストとして参加する。

(9) 財政による借入れの制限……政府は国会の上院の同意を得て連邦、州および地方公共団体の借入れを制限することができる。

(10) 税率の変更……政府は経済に不均衡ある場合、国会の上院の同意を得て所得税、法人税等の税率を上下各10%を限度として変更することができる(ただし有効期間1年以内)。

(11) 市中貸出規制(Kreditplafondierung)……政府は経済に不均衡ある場合に限り、ブンデスバンクに対して市中貸出規制の実施を授権する。ブンデスバンクはこれに基づいて貸出規制の率(市中貸出の年間増加率など)、その他要綱を定めて実施することができる。

このような内容をもった新しい法案が発表されたのは、西ドイツ経済が昨年来、戦後未曾有の景気鈍化に直面し(昨年のGNP実質成長率は3%を下回った見込み)、今後は経済の安定を阻害することなく経済成長をも重視する政策が必要であるとの認識が、政府、識者間に広まってきたことによるものとみられる。しかしながら、新法案の母体であった景気安定化法案の審議が難行した経緯もあり、今後、新法案をめぐる幾多の討議が重ねられるものと予想され、その成り行きが注目される。

◇フランス、為替自由化措置の実施

フランス政府は、昨年12月15日に成立した対外金融関係法(大綱は41年11月号「要録」参照)に基づき1月27日に政令を公布した。

本政令は、対外金融関係法とともに1月31日から施行される。

この結果、フランスの為替取引、金の輸出入は、本施行令に列挙されている次の資本取引を除き全面的に自由化されることとなった。

(1) 直接投資

非居住者の対フランス直接投資または居住者の対外直接投資は大蔵大臣に事前申告を要し、大蔵大臣は申告受理後2ヵ月以内に当該直接投資の延期を求めることができる。

なお、フランスにおける上場会社株式の20%以内の取得は直接投資とみなさず全く自由とする。

(2) フランスにおける外国債発行等

フランス市場における外債の発行、展示、売却、上場は大蔵大臣の事前許可を要する。

(3) 外国からの借入れ

外国からの借入れで2百万フランを越える場合には

大蔵大臣の事前許可を要する。

ただし、本規定は銀行には適用しない(銀行の海外における借入れは自由とする)。

(4) 金の輸出入

金の輸出入は自由とする。ただしフランス銀行に事前に申告することを要する。

◇フランス、市中貸出規制を廃止

フランス銀行は2月10日、1965年6月以来適用を停止していた市銀貸出に対する規制を正式に廃止することを決定し、各行に通知した。

フランスでは、銀行の自由競争促進の趣旨から昨年来銀行の業務分野拡大等の諸措置が実施されているが、貸出規制はこうした方向に沿わないものであるため、準備預金制度の創設により貸出抑制手段が拡充され、かたがた市中貸出増加率も着着きを示しているのを機会に、廃止を決定したものとみられている。

◇ベルギー、公定歩合引下げ

ベルギー国民銀行は2月1日、公定歩合を0.25%引き下げて5.0%とし、翌2日以降実施する旨発表した。これに伴いベルギー国民銀行の各種貸出金利も、次のとおり引き下げられた。

貸付の種類	新利率	旧利率
① 割引	%	%
銀行引受手形		
(銀行を支払場所とするもの)	5.0	5.25
〃		
(銀行を支払場所としないもの)	5.5	5.75
国立銀行が認証した輸入買手	5.00	5.25
〃 輸出	4.50	4.75
約束手形		
(銀行を支払場所とするもの)	5.75	5.75
〃		
(銀行を支払場所としないもの)	6.75	6.75
② 貸付		
130日以内満期の大蔵省証券および国債基金(Fonds des rens)証券担保	5.75	5.75
130日以上7年以内の上記証券担保	6.25	6.25
その他の7年以上満期の公債担保	6.75	7.00

なお、今回の引下げは67年12月以来のことである(今次措置の背景等については、「国別動向」参照)。

◇スウェーデン、公定歩合引下げ

スウェーデンの中央銀行であるリクスバンクは、2月

2日、公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引下げ(6→ $5\frac{1}{2}\%$)、同時に高率適用レート(注)を1%引下げ(12→11%)、翌3日から実施することを決定した。引下げについて同行は、「最近における国際的な金利低下傾向と国内景況の落ち着きに対処したものである」とコメントしている。

(注) 市中銀行の中央銀行からの借入額が自己資本の50%以上に達した場合、その超過分に対して課せられる罰則金利(公定歩合の2倍の金利)。

◇スウェーデン、景気振興策発表

スウェーデン政府はこのほど、鎮静化している民間設備投資意欲の喚起による景気振興を目的とした「基金」を新設することを決定した。「基金」の規模はさしあたり5億クローナ(本年度政府予算の歳出規模は361億クローナ)とし、財源は主として政府短期証券の発行によることとされている。また同基金は民間の合理化目的投資および輸出増強のための大規模投資に対して優先的に充当されることとなっている(充当限度、その他実施要綱の細目は未詳)。なお政府は1月末、輸出信用保証局(ECGB)の行なう輸出保証最高限度を本年2月1日から引き上げる(85→90%)ことを決定している。

◇ノルウェー、市中貸出規制の継続

ノルウェー中央銀行は、先に政府が明らかにした本年度の財政・金融政策に関する基本方針(注)に沿い、このほど本年度の市中貸出規制の大綱を以下のように定め、市銀代表団体(商業銀行協会および貯蓄銀行協会)に対して申し渡した。

- (1) 商業銀行の年間貸出増加額を700百万クローネ以内に押えること(当初の政府案では750百万クローネ)。
- (2) 貯蓄銀行の年間貸出増加額を550百万クローネ以内に押えること。

(注) 政府は昨年末、財政支出を公共投資優先、不要不急支出の削減により、総体的には景気中立的に運営し、他方国内の信用供給量(銀行貸出、外資借入れ、起債などの合計)の年間増加額を50億クローネ(前年47億クローネ)と、長期経済計画(66～69年間の平均経済成長率を実質5%とする)の達成に要する線に押えるよう要請した。

◇ザンビア、引締め措置を実施

ザンビア中央銀行は1月12日、公定歩合を4.5%から5%に引上げ、また政府も同日、たばこ、アルコール飲料などに対する関税引上げ(注)を実施した。

(注) 高級たばこ6ペンス～2シリング、アルコール飲料1びんにつき1シリング、ビール1びんにつき1ペンス、それぞれ引上げ。

今次措置は同国におけるインフレ進行に対処、金融引締めと奢侈品の消費抑制を意図したものと伝えられる。なお当局は、これら措置は昨年12月、政府が議会で構想を明らかにしたインフレ抑制策の一環をなすものであると述べている。

ア ジ ア 諸 国

◇インド準備銀行、貸出緩和策を発表

インド準備銀行はさる11月1日、顕著な伸び悩みを示す輸出を促進し、かたがた工業生産の回復、輸入の増大に伴う市中の資金需要に対処するため金融緩和の方針を明らかにした。これは11月に始まる6か月間に金融機関を通じ60億ルピーの貸出し増加を行なうものであるが、5億ルピー以上の預金を保有する銀行については、その貸出増枠分の80%以上をブランチーションを含む製造業、鉱業、運輸および電力などの特定部門に振り向けなければならないことになっている。

◇インドネシア、外資導入法の施行

インドネシアでは、従来、外資導入に関して、生産物により当該事業への融資を返済する生産分与方式(Production Sharing System)によるもの以外を認めていなかったが、このほど政府は、同国経済再建のため、外資導入の促進をはかり、1月10日、新外資導入法を施行した。同法の概要は次のとおり。

- (1) 軍需産業、港湾・海運、電力・原子力発電、通信、航空、水道、鉄道を除くすべての部門における外資導入を認める。
- (2) 外資による企業の生産開始時点から5年を限度として、法人税、配当税、および同事業関係機械・施設の輸入税の課税を免除し、上記課税免除期間を越えたのち5年を限度として法人税の課税を軽減する。
- (3) 企業の利潤送金を認める。
- (4) 企業の国有化、財産没収、経営権の侵害は行なわない。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、昨年の経済実績

ソ連中央統計局は1月28日5ヵ年計画初年度(1966年)の経済実績を発表した。その主要経済指標は次のとおりである。

主要経済指標

	単 位	1963	'64	'65	'66	'67 目標 (注1)
1. 総人口(年初)	百万人	223.1	226.4	229.3	231.9	234
2. 労働者・事務職員就業数 (年間平均)	〃	70.5	73.3	76.9	79.7	—
3. 国民所得 前年比増減(Δ)率(%)	〃	4.3	7.0	6.0	7.5	6.6
4. 工業生産	〃	8.1	7.1	8.6	8.6	7.3
生産財	〃	9.2	8.4	8.7	9.0	7.5
消費財	〃	5.1	3.5	8.5	7.0	6.6
5. 農業生産	〃	△ 7.5	12.0	1.0	10.0	4.0
6. 労働者・事務職員 の月収 (年間平均)	ルーブル	87.6	90.1	95.6	99.0	—
7. 貯蓄金庫の 預金残(年末)	億ルーブル	139.9	157.1	187.3	229.0	—
8. 小売商業取引高 (年間合計)	〃	917	964	1,046	1,117	1,198

(注1) 67年1月1日現在。

(注2) コルホーズ農民を含まない、コルホーズ農民数は1964年現在19.2百万人。

主要物資生産高

	単 位	1964	'65	'66	66年の65 年比増加 (%)
1. 電力	億KWH	4,590	5,070	5,450	8
2. 石油	百万トン	224	243	265	9
3. 石炭	〃	554	578	585	1
4. 銑鉄	〃	62.4	66.2	70.3	6
5. 粗鋼	〃	85.0	91.0	96.9	6
6. セメント	〃	64.9	72.4	80.0	10
7. 綿織物	百万M ²	5,371	5,504	5,701	4
8. 毛織物	〃	472	466	509	9
9. 皮ぐつ	百万足	475	486	522	7
10. 時計	百万個	28.7	30.6	32.4	6
11. テレビ	百万台	2.9	3.7	4.4	21
12. 冷蔵庫	〃	1.1	1.7	2.2	32
13. 掃除機	〃	2.9	3.4	3.9	13
14. 自動車	千台	603	616	675	10